

熊本県有明海区漁業調整委員会

第533回議事録

令和7年（2025年）12月8日開催

第533回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和7年(2025年)12月8日(月)午後4時から

開催場所 ホテルメルパルクKUMAMOTO 3階 烏帽子

出席者

(出席委員) 橋本孝 吉本勢治 浜口多美雄 藤森隆美 西川幸一 廣田義治
木村武志 八塚夏樹 佐小田眞智子

(欠席委員) 小森田智大

(水産振興課) 課長補佐 大塚徹 課長補佐 松尾竜生 参事 佐藤陽 参事
徳留剛彦

(熊本県漁連) 指導部長 内田誠

(事務局) 事務局長(課長補佐) 石動谷篤嗣 主幹 堀田英一 主幹 宗達郎
技師 寺嶋卓海

議 事

(1) 議題

第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第2号議案

熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まあじ」、「まいわし対馬暖流系群」、「かたくちいわし対馬暖流系群」、「うるめいわし対馬暖流系群」及び「まだい日本海西部・東シナ海系群」の知事管理区分に配分する数量について(諮問)

事務局

それでは、定刻になりましたので、ただ今から第533回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催に当り事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、10名中9名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第533回熊本県有明海区漁業調整委員会次第」という資料を1部と、「漁業法関係法令集」という冊子を1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、橋本会長お願いします。

議長

本年最後の委員会となりました。第2号議案まで予定しているのでよろしくお願いたします。それでは、ただ今から第533回熊本県

有明海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は西川委員と木村委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力をお願いします。それでは議事に入りたいと思います。

第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則第11条において、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、同条第3項において公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと規定されています。

今回諮問させていただく内容について具体的に説明します。資料2ページから18ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。

まず、法令集の上から1枚目の下段のスライド2番になります。

今回公示を予定している漁業は、新規許可では、大目流し網漁業、中目流し網漁業、小目流し網漁業、げんしき網漁業、くちぞこ刺し網漁業、かに網漁業、たこつぼ漁業、かにかご漁業及びばいかご漁業です。許可の有効期間満了に伴う許可は、えび流し網漁業及びげんしき網漁業です。

最初に新規の許可の大目流し網漁業についてです。大目流し網漁業ではスライド3番の図のような漁具を、潮流を横切るように設置し、潮流によって漁具を流して、サワラ、マナガツオ、タイ等を漁獲します。周年操業が可能ですが、6月から8月が盛期、主な時期となっています。主な漁場は、有明海の中部等です。操業区域はスライド4で着色している有共第9号共同漁業権漁場内及び有共第21号共同漁業権漁場内で、許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料2ページに記載のとおり

となっています。大目流し網漁業については以上です。

中目流し網漁業についてです。スライドは5番に漁法を6番に操業区域や隻数を示しています。先ほどの大目流し網漁業と同様、スライド5番の右上の図のような漁具を、潮流を横切るように設置し、潮流によって漁具を流して、アジ、コノシロ、タチウオ等を漁獲します。漁業時期は、周年で地域や魚種によって異なりますが、有明海で広く操業されています。操業区域はスライド6番で着色している有共第9号共同漁業権漁場内及び有共第21号共同漁業権漁場内で、許可予定の隻数は2隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料3ページに記載のとおりとなっています。中目流し網漁業については以上です。

次に、小目流し網漁業です。スライド7番に漁法を8番に操業区域や隻数を示しています。先ほどの中目流し網漁業と同様、図のように潮流を横切るように漁具を設置します。主に、キス、サヨリ等を漁獲し、有明海の共同漁業権漁場内で、周年、操業されています。操業区域はスライド8番で着色している有共第9号共同漁業権漁場内及び有共第21号共同漁業権漁場内で、許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料4ページに記載のとおりとなっています。小目流し網漁業については以上です。

次に、げんしき網漁業についてです。スライドは、9番に漁法を10番操業区域や隻数を示しています。スライド9番の右上の図のような漁具を設置し、図の漁具の下側の袋状の部分にえびを落とし込んでクルマエビやヨシエビを漁獲します。漁期は、周年となっており、有明海で操業されています。操業区域は、スライド10番の参考図に色付けしている熊本有明海となっています。許可予定の隻数は合計3隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料5ページから6ページに記載のとおりとなっています。げんしき網漁業については以上です。

次にくちぞこ刺し網漁業についてです。スライド11番に漁法を12番に操業区域や隻数を示しています。くちぞこ刺し網漁業ではスライド11番の図のような漁具を潮流と平行に漁具を海底に固定して設置し、アカシタビラメやクロシタビラメ等を漁獲します。漁業時期は周年となっています。主な漁場は有明海です。操業区域はスライド12で着色している有共第8号共同漁業権漁場内で、許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料7ページに記載のとおりとなっています。くちぞこ刺し網漁業については以上です。

次に、かに網漁業についてです。スライド13番に漁法を14番に

操業区域や隻数を示しています。かに網漁業ではスライド13番の右図のような漁具を海底に固定し、移動してくるカニを網でからめとり漁獲します。主な漁場は有明海です。漁業時期は5月から11月となっています。操業区域は、スライド14番で着色している有共第9号共同漁業権漁場内及び有共第21号共同漁業権漁場内で、許可予定の隻数は1隻、その他の内容は、資料8ページに記載のとおりとなっています。かに網漁業については以上です。

次に、たこつぼ漁業についてです。スライド15番に漁法を16番に操業区域や隻数を示しています。スライド15番の右上の図のようなたこつぼを、海底に設置し、タコを漁獲します。漁業時期は周年で県内全域で広く操業されています。操業区域は、スライド16番で着色している有共第8号共同漁業権漁場内で、許可予定の隻数は1隻、その他の内容については資料9ページに記載のとおりとなっています。たこつぼ漁業については、以上です。

次に、かにかご漁業についてです。スライドは17番に漁法を18番に操業区域や隻数を示しています。名称のとおり、かごによりカニを漁獲する漁法です。県内各地で行われており、漁業時期は8月1日から12月31日までとなっています。操業区域は、スライド18番で着色している有共第9号共同漁業権漁場内及び有共第21号共同漁業権漁場内で、許可予定の隻数は2隻、その他の内容は、資料10ページに記載のとおりとなっています。かにかご漁業については以上です。

次に、ばいかご漁業についてです。スライド19番に漁法を20番に操業区域や隻数を示しています。ばいかご漁業ではスライド19番の右上の図のような漁具を海底に設置し、バイガイを漁獲します。漁期は、3月から12月までとなっており、有明海で操業されています。操業区域は、スライド20番で着色している有共第8号共同漁業権漁場内及び有共第9号共同漁業権漁場内と有共第21号共同漁業権漁場内の組み合わせとなっており、許可予定の隻数は各1隻合計2隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料11ページに記載のとおりとなっています。ばいかご漁業については以上です。

つづきまして、許可の有効期間満了に伴うえび流し網漁業及びげんしき網漁業についてご説明します。

まず、えび流し網漁業についてです。スライド21番に漁法を22番に操業区域や隻数を示しています。スライド21番の右の図のような漁具を設置し、クルマエビやシバエビを漁獲します。漁期は、周年で、盛期は4月から10月までとなっています。操業区域は、スライド22番に色付けしている熊本有明海となっています。許可予定の隻

数は合計20隻となっており、隻数の内訳、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数及び漁業を営む者の資格については資料12ページから14ページに記載のとおりとなっています。えび流し網漁業については以上です。

最後にげんしき網漁業についてです。スライドは、23番に漁法を24番に操業区域や隻数を示しています。漁法、主たる漁獲物、漁業時期及び主な漁場については新規の許可の時にご説明したため、省略します。操業区域は、スライド24番の参考図に色付けしている熊本有明海となっています。許可予定の隻数は合計129隻となっており、隻数の内訳、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数及び漁業を営む者の資格については資料15ページから18ページに記載のとおりとなっています。げんしき網漁業については以上です。

最後に許可の申請期間についてです。スライド25番をご覧ください。新規の許可の申請期間は、かに網漁業及びげんしき網漁業は令和7年12月22日から令和8年1月30日までとなっており、大目流し網漁業、中目流し網漁業、小目流し網漁業、くちぞこ刺し網漁業、たこつぼ漁業、かにかご漁業及びばいかご漁業は令和7年12月15日から令和7年12月19日までとなっております。

次に、期間満了に伴う許可の申請期間ですが、えび流し網漁業及びげんしき網漁業は令和7年12月22日から令和8年1月30日までとなっております。

なお、制限措置の公示に当たり、規則第11条に定める漁業種類、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数、推進機関の馬力数、操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格、申請すべき期間以外の軽微な修正があった場合は、水産振興課へ一任いただきますよう、併せてお諮りさせていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありました
が、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

西川委員

1ついいですか。

議長

はい、どうぞ。

西川委員

今回、えび流し網漁業とげんしき網漁業と定数漁業ですよね。ま
だ、余裕はありますか。何隻ぐらいありますか。

水産振興課

はい、水産振興課です。定数の枠としてしましては、現時点ではで

すね、今ご指摘いただいているえび流し網漁業とげんしき網漁業につきましては、併せての定数となっております、現在156隻に許可を發出しており、定数としましては229隻となっておりますので、空きとしましては大体70隻ほど空きがあるような状況です。

廣田委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

議長 他にございませんか。

木村委員 委員の方に質問したいのですが、げんしき網漁業というのは、えびを漁獲することに効率の良い漁法であります、別にえび流し網漁業があるというのは、何か理由があるのでしょうか。

藤森委員 岸寄りの浅いところは、えび流し網漁業で、段落ちの深いところをげんしき網漁業と決めている。あと、網が三重と一重で異なります。

木村委員 現場ではその認識であるということですね。ありがとうございました。

議長 他にございませんか。

委員 ありません。

議長 それでは特に無いようですので、第1号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員 はい。

議長 それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。
続きまして、第2号議案「熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まあじ」、「まいわし対馬暖流系群」、「かたくちいわし対馬暖流系群」、「うるめいわし対馬暖流系群」及び「まだい日本海西部・東シナ海系群」の知事管理区分に配分する数量について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課 水産振興課です。

第2号議案熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まあじ」、「まいわし対馬暖流系群」、「かたくちいわし対馬暖流系群」、「うるめいわし対馬暖流系群」及び「まだい日本海西部・東シナ海系群」

の知事管理区分に配分する数量について諮問させていただきます。着座にて説明させていただきます。

資源管理の流れを簡単に説明します。資料22ページの図1をご覧ください。漁業法に基づく資源管理では、漁業者による漁獲量等の報告や研究機関による様々な調査に基づき、資源量推定や漁業の影響の評価及び将来予測を行います。その後、漁業者や各都道府県等の関係者の意見を聴いた上で、管理の目標や具体的な方針が定められます。これに基づき、国全体の年間の漁獲量の上限、すなわち年間漁獲可能量が設定されます。漁獲量がこの年間漁獲可能量を超えることがないように管理を行っていくものが、TAC管理と呼ばれるものです。熊本県で漁獲される魚種としては、まあじ、まいわし、まさば・ごまさば、するめいか、くろまぐろ、かたくちいわし、うるめいわし、まだい、ぶりの9魚種がTAC管理対象魚種に該当します。

図2をご覧ください。TAC管理では、まず、都道府県ごとに都道府県別漁獲可能量が国から配分されます。これは、各都道府県の漁獲量の上限になります。各都道府県は、配分された都道府県別漁獲可能量をもとに、県内の漁業者が実際に漁獲できる漁獲量を設定します。この量を知事管理漁獲可能量といいます。知事管理漁獲可能量は、知事が関係海区漁業調整委員会に諮問したうえで決定することとなっていますので、今回諮問させていただくものです。

資料の23ページをご覧ください。まず、令和8年1月1日から12月31日を管理期間とする5魚種のうち、「まあじ」及び「まいわし対馬暖流系群」についてご説明します。「まあじ」及び「まいわし対馬暖流系群」の都道府県別漁獲可能量の配分量の通知が水産庁からあり、知事管理漁獲可能量への配分量を決定する必要があります。熊本県の都道府県別漁獲可能量は「現行水準」、現行水準の場合の目安数量は、まあじが367トン、まいわしが1,776トンです。都道府県別漁獲可能量は、全体漁獲量の上位80%を構成する、漁獲量上位の都道府県には数量による具体的な配分がなされます。熊本県の漁獲実績は上位80%には含まれなかったため、具体的な数量ではなく「現行水準」という配分がされました。配分量が「現行水準」の場合は、熊本県資源管理方針において都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理漁獲可能量に配分することとされています。これに従い、令和8管理年度における「まあじ」及び「まいわし対馬暖流系群」の知事管理漁獲可能量への配分量は共に「現行水準」としたいと考えます。

続いて、かたくちいわし、うるめいわし、まだいについてご説明します。資料24ページをご覧ください。まずは、令和6管理年度から導入されたステップアップ管理について改めてご説明します。通常のTAC魚種では、例えばクロマグロのように採捕できる具体的な数量

を配分して行いますが、新たなTAC 魚種については、その管理体制が整うまでは具体的な配分数量の設定や採捕停止等の命令を行わず、TAC管理における課題を整理し、それらを解決する取り組みを行いながら、ステップ1から3まで段階的に順次実施する管理をすることができるステップアップ管理という方法で行われます。具体的には、資料の図に示すとおりです。管理開始当初であるステップ1からステップ2の期間は、漁獲実績の報告は義務化されますが、採捕停止命令は発出されません。また、ステップ1では、都道府県ごとに配分する具体的な数量は設定されませんが、国全体の漁獲可能量の内数として参考となる数量が配分されます。この期間は、漁獲実績の報告確認や情報収集体制の確立が行われます。なお、ステップ1の期間は1年間で想定されています。

次のステップ2では、都道府県に対し漁獲可能量の目安数量として試行的な配分が行われます。また、ステップ3に向けて、採捕停止命令等の措置の具体的な内容やタイミング等について事前検討が行われます。なお、ステップ2の期間は2年間で想定されています。国は、資源管理の目標や管理の内容を決めた上で、ステークホルダー会合を開催し、漁業者等関係者の意見を聴き、ステップ1及び2での取組について十分な進展があった場合に、ステップ3に移行することとしています。ステップ3からは通常のTAC管理が行われます。都道府県に対する漁獲可能量の具体的な配分設定や採捕停止命令の措置が適用されます。

ステップアップ管理の説明は以上です。それでは、今回の諮問内容である令和8管理年度の「かたくちいわし対馬暖流系群」、「うるめいわし対馬暖流系群」及び「まだい日本海西部・東シナ海系群」の熊本県知事管理漁獲可能量への配分について説明します。資料25ページをご覧ください。

まず、今回諮問させていただくこの3資源については、ステップ2へ移行するには課題が残っている状況であり、令和8管理年度においてもステップ1が継続されることとなりました。ステップ1の場合、都道府県へは具体的な数量の配分はなく、系群全体のTACの内数として配分されることとなります。そのため、国は①のように、系群全体のTACとして「かたくちいわし対馬暖流系群」、「うるめいわし対馬暖流系群」及び「まだい日本海西部・東シナ海系群」の漁獲可能量をそれぞれ15,000トン、58,000トン、6,730トンと定め、②に記載のとおり、熊本県には各資源のTAC総量の内数として配分されました。

具体的には、「かたくちいわし対馬暖流系群」を「15,000トンの内数」、「うるめいわし対馬暖流系群」を「58,000トンの

内数」、「まだい日本海西部・東シナ海系群」を「6,730トンの内数」として熊本県の都道府県別漁獲可能量へ配分しました。先述のとおり、都道府県への具体的な数量の配分はなく、内数として、系群を国が一括管理することになります。熊本県資源管理方針においては、「かたくちいわし対馬暖流系群」、「うるめいわし対馬暖流系群」及び「まだい日本海西部・東シナ海系群」では、都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理漁獲可能量に配分することとしています。以上のことから、本県の知事管理漁獲可能量への配分量は③のとおり「かたくちいわし対馬暖流系群」が「15,000トンの内数」、「うるめいわし対馬暖流系群」が「58,000トンの内数」、「まだい日本海西部・東シナ海系群」が「6,730トンの内数」として、知事管理漁獲可能量を定めたいと考えています。

説明は以上になります。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 　ただ今、水産振興課から2号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

藤森委員 　はい。

議長 　藤森委員。

藤森委員 　北海道で、スルメイカやサンマが大量に獲れて操業停止になっており、スルメイカでは水産庁と北海道の漁業者が揉めていることは知っているでしょうか。今年の春先、天草の五和と島原、そして北海道でイワシが打ちあがっていますが、五和でどのくらい打ち上げられたか把握しているでしょうか。

議長 　水産振興課、お願いします。

水産振興課 　はい、水産振興課です。今おっしゃたのはマイワシでよろしかったでしょうか。春先の五和における漁獲量ということで、TAC管理上では、県内の運用という形になりますけど、各漁協の支所で取りまとめ報告いただくような体制で進めているところでございます。今、具体的な五和支所の漁獲量を把握する資料が手元にないですが、それを確認すればわかるような状態です。

藤森委員 　漁獲ではなく、へい死のことを知りたいです。聞いた話ではイルカがイワシを追い回して打ち上げられたと考えられています。北海道でも同じような現象が発生しています。TACで漁獲制限をするなら

ば、制限の何倍もの量のイワシが打ち上げられた場合、制限があるから漁獲できない、大変もったいないと考えておりますが、この対策についてどのように考えられていますか。

水産振興課

水産振興課です。藤森委員から話がありました五和におけるイワシが打ち上げられた件についてですが、私も当時現場に行ってみましたが、打ち上げられた場所というのが特殊な形状、入江でございまして、出口が狭いような場所であったため、恐らくなんらかの生物に追われたものと考えられ、港内に逃げ込み、酸欠でへい死したと考えられます。現場に行ったところ、非常に悪臭が立ち込めているような状況で、回収しても次から次へと下から浮き上がってくるような状況で、とても漁獲できるような状況ではありませんでしたので、ほとんどへい死してしまった状況でした。非常にもったいなかったと思いますが、入ってきてすぐの頃は地元の方が獲られていたかもしれません。今後そういったことが発生した場合の対策ですが、漁港の関係課のほうでもそういったことを認識されたと思いますので、今後の漁港整備で生かされるのではないかと考えております。

藤森委員

そういう緊急事態の時にT A Cを外したり、獲っていいということはどうですか。

水産振興課

今回議案としてご説明しましたT A Cに関しては、資料を見ていただきますとわかりますように、国全体としての枠を定めております。これが漁獲可能量となりますが、熊本県としましては国全体の漁獲量の8割に相当しませんので、この中の内数として示されています。この内数というのは、熊本県は具体的にこれだけしか獲ってはダメですといった数字が示されていないので、現行水準ということになります。この現行水準というのは過去の漁獲の実態からおおよそ1, 5 0 0トンということになりますが、獲れたとしても今のところペナルティ等はないと認識しております。

議長

他にございませんか。

西川委員

はい。

議長

西川委員。

西川委員

今年、投網でイワシがものすごく獲れていると聞いておりますが、どのくらい漁獲されているか県は把握されていますか。

水産振興課 水産振興課です。TAC報告でも漁業種類ごとに報告をいただいているため、把握しております。

西川委員 ありがとうございます。

議長 他にございませんか。

吉本委員 ちょっといいですか。話が前に戻ってしまいますが、げんしき網漁業の制限措置について、佐賀県佐賀市諸富町、川副町に住所を有する者とありますが、許可のいきさつと許可の所有についてどのように区別するのか教えていただきたいです。漁船登録番号を見れば佐賀県籍であることはわかりますが。

水産振興課 水産振興課です。今、ご質問いただいているところは第1号議案のところだと思いますが、ご説明させていただきます。資料は18ページのところになりますが、許可につきましては平成5年3月1日より前に許可しており、詳しいいきさつにつきましては調べ切れていないというところがございます。区別につきましては、制限措置として、18ページに制限の内容を定めているところでありますので、継続して許可を要望している方に許可していくこととなります。

吉本委員 書類上はそうでしょうけど、実際の現場ではどうするのでしょうか。この人は許可を持っているのかといった区別できる表示はどのようにするのでしょうか。

水産振興課 水産振興課です。許可につきましては、漁業許可証を発行しているためその有無で区別することとなります。

吉本委員 許可証については知っていますが、実際の現場では熊本県の漁船と他県の漁船が混ざったような状況で、熊本有明海で操業する際にはこれを表示しなさいという考えはないのでしょうか。

木村委員 熊本県海域で他県船がいれば目立ちますので、漁業取締事務所が立入検査をして聞き取りを行います。熊本県の船と同様にきちんと許可証を所持して漁業をやっていることを確認することは漁業取締事務所の業務として行っていますので、そのあたりで確認していくのかなと思っています。

水産振興課 水産振興課です。吉本委員のおっしゃるとおり、外観的には漁船登録番号を表示するという事しかになっておりませんので、許可の所持の有無については外観での判別は難しいといったことになっております。他方で木村委員のおっしゃるとおり、漁業取締事務所には許可の情報を共有しており取締活動の中で対応しているのが現状であります。

西川委員 佐賀の許可に関しては一代限りといったような文言が入っていたのではないのでしょうか。

水産振興課 この場ではお答えできませんけれども、基本的に勝手に数が増えていくような状況に整理されていないと認識しています。他方で県外において、県内の漁業者が他県の許可を得て操業している例もありますので、以前からの漁業調整の経緯等を踏まえて現在の状況になっていると思います。現状、他県船の加入により漁獲圧が増えるといった状況にはないと考えております。

藤森委員 川副町にげんしき網漁業の許可はありましたでしょうか。実際操業はされているのでしょうか。

水産振興課 書類のやりとりを通じて漁獲状況の把握を行っておりますので、行政官庁にも確認をとるなど、状況を抑えていきたいと考えております。

西川委員 佐賀の許可も子供、孫の代になっているため、許可をやめるわけにはいかないのでしょうか。

水産振興課 順次、許可をやめられるのであれば、徐々に減っていくことになろうかと思えます。今後一気に増えていくようなことはないではないかと考えております。他方で県内の漁業者についても他県に行って操業している場合もありますので、互いに調整してすすめてきていることをご理解いただけますと幸いです。

議長 漁獲実績を調べておいてください。

水産振興課 承知しました。

議長 他にございませんか。

委員 ありません。

議長 それでは特に無いようですので、第2号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員 はい。

議長 それでは、第2号議案については、特に意見なしと答申します。
本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

木村委員 はい。

議長 木村委員。

木村委員 藤森委員がおっしゃったように、イカがたくさん獲れて良かったね、と思いましたが、テレビでは他県が獲れなくなって揉めていると、TAC管理というものはそういうものだったかなという気がする。なんで揉める事態になってしまったのか。これではオリンピック方式と同じではないか。他の魚種でもたくさん獲れた時に同じようなことが起こるのではないかと漁業者が心配されるのは当然かなと思いますが、そのあたり何かありますか。

水産振興課 水産振興課です。今回のスルメイカの採捕停止関係については話を聞いておまして、今回採捕停止になったものは、各都道府県に対して配分されるものではなく、大臣管理として国が管理していくものがあります。特に東北の太平洋側で活発に操業された結果、その他のところで獲れる量が減ってしまったということで、これに対して水産庁も地域毎、海域毎の配分についても関係者からのご意見も聞きながら進めていくということ聞いております。

木村委員 ありがとうございます。

議長 事務局はありますか。

事務局 ご報告が1件ございます。

去る10月30日、大分県で全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議が開催されました。熊本県連合海区の橋本会長にご出席いただき、前回当委員会で協議いただきました国への提案事項について、他県の提案と

併せ、全て承認されましたこと、ご報告いたします。

なお、今後、全国海区漁業調整委員会連合会事務局が各ブロックからの提案事項を取りまとめ、来年開催の総会に諮った上で、国へ提案活動が行われる予定です。以上です。

議長

他に無いようですので、これで第533回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会します。お疲れ様でした。